

令和 5 年度

第 1 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(令和 5 年 7 月 7 日)

令和５年度第１回大垣市公営企業等審議会を、令和５年７月７日（金）市役所４階情報会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題　・水道事業の経営状況について
　　　・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江　幸雄	川島　民子	中山　健一郎	川口　秀敏
島田　貴士	杉田　邦隆	三輪　正直	田中　慎也
田中　藤雄	豊田　充子	松口　小夜子	加藤　耕司
佐合　幸美			

欠席委員

豊田　和代	和田　雅
-------	------

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	河瀬 良康
企画経営課長	富田 孝道
水道課長	北村 泰之
下水道課長	北村 好章
浄化センター所長	田中 明
企画経営課主幹	森 憲司
企画経営課主幹	岩田 正人
企画経営課主幹	三輪 佳孝
企画経営課主幹	田中 融一
水道課主幹	伊藤 直之
下水道課主幹	富山 知一
下水道課主幹	高瀬 雅広
浄化センター主幹	林 明彦
企画経営課	服部 賢太郎
企画経営課	小藪 陽平

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

令和 5 年度第 1 回公営企業等審議会議事録

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当させていただきます企画経営課の三輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、市長からご挨拶申し上げます。

市長 どうも皆さん、こんにちは。

一同 こんにちは。

市長 失礼いたします。改めて皆さんこんにちは。大垣市長石田仁でございます。本日は大変お忙しいなか、大垣市公営企業等審議会へご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から皆様方にはそれぞれの立場で本市の活動からまち作り、また上下水道の運営に関しまして、ご意見等を賜っておりますこと重ねてお礼を申し上げます。

まずもって本日今年度最初の審議会ということで、開催に当たりまして 15 名の皆様方に審議委員としてご委嘱をさせていただいたわけでございます。本来おひとりおひとりに委嘱状をお渡しするのが本意でございますけれども、時間の関係上、お席の方に置かせていただきましたこと、ご了承賜りたいと思っております。

長く続いてまいりましたコロナ禍でございますけれども、先月 8 日の日をもって完全ではございませんが、感染症法上 5 類ということで、少し明るい兆しが見えてきたなか、まだまだ職員一同、きちっとした対応でこれからも臨んでまいりたいと思っております。

一方、ロシアウクライナ情勢等、先行きの見えない状況のなか、経済であったり市民の生活であったり、また経済状況においても、本当にまだまだ先が不安定といったところだと思っております。とりわけ、物価高騰ということでございまして、家庭や事業活動などへの影響は非常に大きいものがございます。

本市といたしましても、昨年度 10 カ月にわたりまして水道の基本料金の免除をさせていただいたほか、国等の援助補助等もいただきながら、今年度も様々な物価高騰対策に取り組んでいるところでございます。

一方、上下水道事業におきましては、やはり施設の老朽化対策をやっていかなければいけない、さらには人口減少に伴いまして料金収入の減少といったようなこともございまして、経営環境大変厳しい状況下、経営の改善をしっかりと進めていかなければいけないということを今までも皆様方からご意見を賜ってきたところでございます。

本市といたしましては、これまで各事業の経営戦略策定をして計画的な経営の基盤強化、そして財政マネジメントに努めてまいったところでございますけれども、昨今の状況を踏まえますと、やはり使用料金等改定につきまして少し方向、方針の見直しを検討していきやいけないかなということを感じているところでございます。

今回の審議会におきましては、各事業の今後の方針を反映した経営戦略の改定につきまして、委員皆様方のご意見を賜り、あちこちからのそうしたご意見となつて、しっかりと方向付けを進めてまいりたいというふうに思っております。

過去には料金改定の折にのみ皆様方にお集まりをいただいてご意見を賜ってきたというような経緯もあったかと思っておりますけれども、皆様方に現状を報告申し上げながら、また皆様方からいろんなご意見を賜って、いろんな意見交換ができないかなということで、皆様方のご理解とご協力を賜りたいというふうに思っております。

今後とも本当に安全安心で市民の皆様方が安心して暮らせる、そんなまちを築

くために精一杯頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

諮問の内容につきましては、この後、担当の方から細かく説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

事務局 誠に申し訳ありませんが、市長には別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご理解賜りますよう、お願いいたします。

市長 挨拶だけで大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

< 市長退席 >

事務局 本日の審議会は、今年度第1回目でございますので、本来であれば委員の方おひとりおひとりに自己紹介をいただくところではございますが、時間の関係で、席次と名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、審議に入ります前に、お手元の資料などについて、確認をさせていただきます。はじめに委嘱状でございます。次に、次第がありましてその次が名簿でございます。その次に、座席表、審議会の設置条例と、令和5年度大垣市公営企業等審議会資料が資料No.1から資料No.5-2まで、その他ご参考までに、パンフレット「大垣市の水道」と「大垣市の下水道」でございます。

なお、審議会資料でございますが、資料No.1が解説編、資料No.2-1とNo.2-2が水道事業、資料No.3-1とNo.3-2が簡易水道事業、資料No.4-1とNo.4-2が公共下水道事業、資料No.5-1とNo.5-2が上石津下水道事業の資料となっておりますが、資料No.1の解説編は、各事業の経営状況などについてご審議いただくにあたり、地方公営企業特有の専門用語や近年の地方公営企業を取り巻く環境、それに対する本市水道部の対応、そして、今回の審議会においてご審議いただきたい内容などについて、できるだけわかりやすく解説したものとなっております。

また、各事業の枝番号2番の資料が、先ほど市長が申し上げておりました、令和元年度に策定した各事業の経営の基本計画である経営戦略について、時点修正のうえ、使用料改定に関する方針変更等を反映した改定予定の「経営戦略」となっております。ただし、こちらの資料は、字が小さく少々わかりづらくなってお

りますので、こちらを見やすく、わかりやすくしたものを、各事業の枝番号1番の資料に記載させていただいております。

今回の審議会においては、こちらの枝番号1番の資料を用いて、各事業の経営状況等をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、資料が欠けておりましたら、お申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事務局の職員としまして、水道部長、企画経営課長、水道課長、下水道課長、浄化センター所長と、それぞれの担当者が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、大垣市公営企業等審議会の設置条例について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、大垣市公営企業等審議会設置条例をご覧ください。

この審議会は市長の諮問機関であり、上下水道事業等に関する重要事項をご審議いただくものでございます。15人以内の委員で組織されまして、任期は本日から1年となります。会長、副会長は委員の互選により定めまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができません。また議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとなりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

次に、第5条の規定に基づき、会長、副会長の互選をお願いしたいと存じます。

委員の皆様、何かご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

委員 互選と言っても、なかなか案も出ないかと思いますので、事務局でもし案があれば、お願いしたいのですがいかがでしょうか。

事務局 ただいま中山委員から、事務局の案は、とのご意見をいただきましたので、事務局からご提案をさせていただきます。

まず、会長職の案でございますが、会長は、前回、岐阜経済大学名誉教授の谷江委員にお願いしてまいりましたので、前回同様、会長は、岐阜経済大学名誉教授の谷江委員にお願いするというものでございます。

また、副会長職の案でございますが、大垣市連合自治会連絡協議会会長の杉田委員に副会長をお願いするというものでございます。

委員 結構かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいま中山委員から、事務局より提示させていただきました、会長を谷江委員に、副会長を杉田委員にとの案について、ご賛同いただきましたが、委員の皆様、会長を谷江委員に、副会長を杉田委員にお願いすることよろしいでしょうか。

< 異議なし >

事務局 ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、会長を谷江委員に、副会長を杉田委員にお願いしたいと存じます。谷江委員さん、杉田委員さん、恐れ入りますが、席のご移動をお願いいたします。

< 谷江委員、会長席へ移動、杉田委員、副会長席へ移動 >

事務局 それでは、谷江会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長 皆さんこんにちは。

ただいま会長にご指名を頂きました谷江でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

市長さんからもお話がございましたように、本審議会は、市民の生活に直結した、たいへん重要な審議会でございます。

その進行役、まとめ役を仰せつかった次第ですが、この責任の重さに戸惑いをいたしているところでございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂きながら審議を進めてまいりまして、実りある審議会にしていきたいと思いますので、どうぞ皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

次に、杉田副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

副会長 皆さんこんにちは。

ただいま副会長にご指名を頂きました杉田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

水の都大垣の今後の上下水道事業について、委員の皆様と活発な議論を進め、内容の豊かな実りある審議会にしていきたいと思います。どうか、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。
それでは、ここからの進行は谷江会長に、お願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会長 それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局 はい。本日の出席状況でございますが、豊田和代委員、和田雅委員がご欠席で、15名のうち13名の出席でございます。大垣市公営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定の過半数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会でございますが、大垣市の審議会に関する規程であります「審議会等の設置及び運営に関する基準」や「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領」によりまして、公開という形で進めさせていただきます。会議録につきましても、市役所3階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、本日、審議会の傍聴をご希望の方がお見えになっております。

その件について許可してよろしいでしょうか。

会長 大垣市では、様々な審議会で市民の皆さま方の傍聴を受け入れるということで、特にこの審議会はプライバシーに関する事柄を審議するわけではございませんので、傍聴のご希望を受けたいと思います。

< 傍聴者 入室 >

事務局 今回、第1回目の審議会ということで、説明に長時間かかると思います。二時間近くを予定しておりますので、ご報告いたします。

また、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、会長から指名をお願いいたします。

会長 では、本日の会議録の署名者として、中山健一郎委員さん、加藤耕司委員さん、両委員さん。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、諮問事項について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 皆様、改めまして、こんにちは。
大垣市の水道部長を務めております、河瀬と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど、市長からの、ご挨拶等にもありましたように、今回お示しする改定案につきましては、昨今の経営状況や今後の経営環境の反映による修正と、使用料改定時期に関する方針変更等を行うものとなっております。

この経営戦略につきましては、水道や下水道といった市民生活になくてはならない社会インフラを持続可能なものとするため、適切な維持管理や事業コストの削減などと合わせまして、利用者様の適切なご負担による経営健全化の方針が求められるものでございます。

安定したサービス体制の維持、また、市民生活への影響等、様々な観点から、公営企業としてどうあるべきか、慎重なる、ご審議の方をよろしくお願いいたしますと存じます。

本日は、様々な説明で少しお時間もかかりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 企画経営課長の冨田でございます。よろしくお願いいたします。

長時間にわたるため着座にて説明させていただきます。

今回の公営企業等審議会は、審議事項が非常に多く、そのため、ご覧のとおり資料も分厚くなっております。

また、資料の中には、専門用語も多数あるため、難しい内容もあります。

この資料に沿って説明をさせていただきますが、お時間の都合もございますの

で、本日の説明は、要点を簡潔に、また、すでに令和元年に作成されている経営戦略の変更内容等を中心とした説明にしたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

始めに、今回の審議会でご審議いただく審議事項の概要や全体スケジュール、用語等をお手元の資料No.1 公営企業等審議会資料解説編を用いまして、説明させていただきます。

その後、本市が運営する個別事業の審議事項について説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料No.1 公営企業等審議会資料解説編の1ページをお願いします。中段の表をご覧ください。本市では、大垣・墨俣地域で上水道事業及び公共下水道事業を、上石津地域で簡易水道事業と特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の下水道事業3事業を運営し、全体で6事業を運営しております。便宜上、上石津地域の下水道事業3事業につきましては、上石津下水道事業と総称させていただきます。

次に、2ページをお願いします。地方公営企業の説明でございます。中段をご覧ください。

地方公共団体が行う事業のうち、企業と観念されるものを公営企業といいます。具体的には、地方財政法に規定されており、基本的には、経営に伴う収入のみで事業運営していく独立採算制が求められております。また、地方公営企業法の適用企業は、経理の方式を複式簿記によるものとするのが求められています。

今回審議していただきますのは、黄色に着色してある水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業についてでございます。

次に3ページをお願いします。②地方公営企業に対する一般会計繰入金についてでございます。これ以降、文章では長文にて説明していますが、要約させて説明させていただきます。

まず、一般会計とは、地方自治体が、主に税金で運営する会計のことをいいます。一般会計から水道事業のような企業会計へ援助する支出を、一般会計繰入金といいます。地方公営企業では、限定的ではありますが一般会計からの繰入金が

認められています。

また、一般会計繰入金には、基準内繰入金と基準外繰入金があります。

基準内繰入金とは、消火栓の維持管理費や雨水処理に要する経費など、各事業に定義されている繰入金のことです。市から受け入れるものでございます。

それに対し、その定義に合致しない繰入金を、基準外繰入金と言います。基本的には、赤字を補填するための繰入金になります。

例外的に市の政策により実施されたものについて繰入される場合もあります。昨年度実施された水道基本料金免除事業など、稀なケースもあります。

これから説明する中で、基準外繰入金という言葉が何度も出てまいります。これは、概ね市からの赤字補填金とご理解してください。基準外繰入金の受入れがある地方公営企業は、総じて実質的な赤字状態にありますので、その解消を図る取組が必要となります。

次に4ページをお願いします。(2) 近年の地方公営企業を取り巻く環境についてでございます。

近年、我が国の地方公営企業は二つの転換点を迎えています。

一つ目は、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来でございます。

水道管や施設等の資産については、1970年代の高度経済成長期に大量に整備され、50年あまりが経過した現在、耐用年数を迎え、更新を必要としている状況でございます。

二つ目は、人口減少等に伴う料金収入の減少でございます。

以上の二つにより、今後、老朽化したインフラを大量に更新をしなければならぬため資金が必要となる中、人口減少による収入の減少という二重苦を迎える状況となっております。

次に5ページをお願いします。(3) 地方公営企業に求められる取組みでございます。

これらに対応していくために、国は、いくつかの取組みを求めています。その中核となるものが次の二つになります。中段に米印で記載してある内容になります。

一つ目が、地方公営企業法の適用です。財務・資産状況を把握しやすく、透明性の高い会計方式であるため、適用を求めています。本市では、すでに地方公営企業を適用しております。

二つ目が、経営戦略の策定です。中長期的な視野に基づく計画的とし、策定したものが経営戦略になります。本市では、令和元年9月に策定されております。

次に6ページをお願いします。6ページから12ページまで、地方公営企業の適用について説明しております。

「地方公営企業の適用とは」、「企業会計と官公庁会計の違い」、「経営指標の解説」、「本市の取り組み」について記載されております。

こちらにつきましては、当市はすでに地方公営企業法を適用しておりますので、簡単な説明とさせていただきたいと存じますのでご了承願います。

3 地方公営企業法の適用について、でございます。(1)地方公営企業法の適用というのは、複式簿記による企業会計の形態をとるということで、ございます。

次に7ページをお願いします。(2)企業会計と官公庁会計の違いでございますが、一覧表にまとめてありますのでご覧ください。要約しますと官公庁会計が「わかりやすさ」に重きを置くのに対し、企業会計は、「経営状況の見える化」に重きを置いております。

次に8ページ、9ページをお願いします。8ページには、官公庁会計と企業会計の決算処理による表示の方法の違いや、9ページにおきましては、減価償却費の概念の説明をさせていただいております。

次に10ページ、11ページをお願いします。

(3)経営指標の解説でございますが、こちらは、経営分析をするにあたり参考値とする指標の計算方法等になります。各事業の項目で使用する場合に簡単にご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に12ページをお願いします。

地方公営企業法の適用に対する本市の取り組みでございます。要約いたしますと、令和2年4月に簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に対して地方公営企業法を適用し、すでに適用している上水道事業を含めた6事業について、複式簿記による企業会計の形態をとっていることが記載されています。

次に13ページをお願いします。4 経営戦略について、でございます。

(1)経営戦略とは、についてです。文書の中段以降になりますが、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるとの見地から策定したものです。

国は、策定後、取組等の状況を踏まえつつ、令和7年度までに改定するように要請しています。

現在策定済みであります経営戦略の改定についてが、今回の審議会でのご審議賜る事柄でございます。

(2)経営戦略の主な内容としましては、経営戦略の基本的な考え方があります。

そちらに記載してありますが「企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえている。」「計画期間は10年以上を基本とし、計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっている。」「収支バランスをとった投資・財政計画である。」「効率化・経営健全化の取組方針が示されている。」「市民・議会に対して、意義内容等を公開している。」としています。

次に14ページをお願いします。

(3)経営戦略に対する本市の取り組みについてです。こちらにも要約して説明させていただきます。

水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業にあつては、令和2年度から令和11年度までの10ヵ年を基本計画期間とする経営戦略を、令和元年9月に策定しました。また、上石津下水道事業の経営戦略につきましては、平成29年から令和8年度の10ヵ年を計画期間とするものを平成29年3月に策定しましたが、終期を他の事業と揃え、令和11年度の13ヵ年に延長した上で、改定を実施しています。

令和元年度の策定から4年が経過し、これまでの状況を踏まえつつPDCAサイクルを通じて質を高めていくため、今年度、時点修正するとともに使用料改定に関する方針変更等を反映し、改定することとしています。

PDCAサイクルという言葉がでてきましたが、これはPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの英単語の頭文字をとったものです。この計画、実行、評価、改善を繰り返しながら事業を実施していくことをいいます。

次に15ページをお願いします。

(4)経営戦略の改定について、でございます。①人口、世帯数の予測でございます

すが、16 ページ、17 ページに人口予測、世帯数の予測を表にしてありますのでご覧ください。

現在、大垣市では、令和 42 年度に人口 15 万人の維持を目標とした展望「大垣市人口ビジョン」を策定しておりますが、この展望を踏まえた上で、国立社会保障・人口問題研究所が算出した大垣市の人口推計の数値と岐阜県の世帯数推計の数値を基に、将来の利用者数及び世帯数を算定いたしました。

その結果、表にありますように人口予測の合計で令和 11 年度末で、152,036 人、令和元年度末比 9,087 人、5.6%の減、世帯数予測の合計を令和 11 年度末で 70,556 戸、令和元年度末比 3,466 戸、5.2%の増と見込んでおります。

この推計値を基に各事業における料金収入等の見込みを算出していくものでございます。

次に 18 ページ、19 ページをお願いします。2) 予測の時点修正に伴う増減についての説明になります。人口及び世帯数の増減につきまして、19 ページに表にしてありますのでご覧ください。

令和元年度に予測した数値と今回の数値を比較したものになります。人口については当初計画の予定人数よりも減少傾向にあります。令和元年度に予測した令和 11 年度末数値を、今回の改定した数値で比較すると 3,648 人、2.34%の減となっています。

世帯数につきましては、当初計画よりも増加傾向にあります。令和元年度に予測した令和 11 年度末数値を、今回の改定した数値で比較すると 4,729 戸、7.18%の増となっています。これは、核家族化による世帯の細分化により増加していることが考えられます。

次に 20 ページをお願いします。②投資・財政計画について、でございます。

経営戦略では、「投資試算などによる支出と、財源試算による収入が均衡した形」を取ることが最重要視されています。

今回の改定につきましては、現行の投資・財政計画を最新に修正しておりますが、方針についてはそのまま踏襲しております。

なお、今回の時点修正につきましては、

- 1) 令和 2 年度から地方公営企業法の適用以降、現在に至るまでの実態反映。
- 2) 最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算

定。

3) リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れた、建設改良計画の見直し。

4) 物価上昇等を考慮した動力費をはじめとする維持管理費の上昇傾向等の反映。

5) 「事業の持続可能性」と「経営の健全性」を両立させるための経営健全化策の再検討。の5項目を重点に置いて実施しています。

21 ページをお願いします。③使用料改定について、でございます。

現行の経営戦略におきましては、水道事業以外の各事業につきまして、令和2年4月を1回目とし、令和5年4月に2回目、令和8年4月に3回目の使用料改定を実施する計画となっております。

しかしながら、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目以降の使用料改定につきましては、当分の間延期する方向で改定素案を作成しております。

ただし、経営戦略の計画期間内に、各事業が目標を達成するためには、計画最終年度までに予定している使用料改定を実施する事が不可欠であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても令和8年4月に2回目、令和11年4月に3回目の改定を実施する必要がありますので、今回の改定予定の経営戦略においては、その旨を反映させていただいております。

22 ページをお願いします。5 公営企業等審議会について、でございます。

(1) 公営企業等審議会とは、要約させていただきますと、経営状況をチェックし、料金水準の妥当性などについて審議・検討のための外部機関のことになります。

次に、(2) 今回の審議会でご審議を賜ります諮問事項につきましては、市長から諮問がありました「水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について」となります。

23 ページをお願いします。今後の運営方針について、でございます。

要約させていただきますと、これまでは審議を要する年度に不定期にて開催しておりましたが、近年、地方公営企業の経営環境が厳しさをましていくであろうことを踏まえ、継続的に審議・意見していただくことが必要であると考えられます。

そのため、今年度からは審議会を毎年開催とし、各事業の経営戦略を随時最新

化していくことを基本方針といたします。

また、利用者の皆様の意見をより広く聴取するために、パブリックコメントの方も実施していきます。

次に 24 ページをお願いします。今年度のスケジュール案について、でございますが、表にありますように計 4 回の開催を予定しております。

時期につきましては、次回が 7 月 24 日、3 回目を 8 月 4 日、4 回目を 11 月 9 日に予定しております。

以上が、今回の審議会の審議事項と用語等の説明でございます。それでは、個別事業の説明に入ります。まず、水道事業の概要と経営戦略についてご説明いたします。

資料No.2-1 ををお願いします。始めに、水道事業の概要を水道課長の北村がご説明いたします。

事務局

水道課長の北村です。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

大垣墨俣地域の水道事業の概要と状況について御説明させていただきます。

資料No.2-1、3 ページ大垣市大垣・墨俣地域水道事業位置図をご覧ください。

本市の水道事業は、昭和 32 年に水源を全て地下水に求めた創設認可を受け、昭和 33 年に市街地中心の西崎水源地から給水を開始しました。以来、市勢の発展とともに増大する水需要に対応するべく、拡張変更を行い、水源地、配水管の整備をし、水の供給を通じて、快適で衛生的な市民生活の向上と産業の発展に寄与してきました。

また、平成 18 年の市町村合併により大垣市の水道事業は墨俣町の水道事業を譲り受けました。これにより、大垣地域と墨俣地域を一つの水道事業として運営しています。

そのため、大垣地域 5 カ所、墨俣地域 3 カ所、計 8 カ所の水源地から各家庭に給水をしています。

給水区域については、池田町市橋と神戸町中沢は大垣市が給水し、曾根町、北方町の一部は神戸町より、墨俣町さい川地区は瑞穂市から、揖斐川東の平町は安八町から給水を受けています。

大垣地域、墨俣地域ともに平坦な地域特性ですので、配水は基本的にはポンプ圧送による給水方式で、水源はすべて深井戸で良質な地下水のため浄水方法は塩素消毒のみとなっております。

資料No.2-1、2 ページ (2) 業務指標の状況ですが、上から 4 行目、令和 4 年末の給水人口は 14 万 9 千 7 百 26 人、次の普及率は 97.4%、下から 4 行目、一日平

均配水量は5万6百19 m³でございます。

給水人口は平成19年でピークを迎え、近年ではわずかずつではありますが減少しています。

施設整備についてですが、老朽化した施設から順次更新を行っており、現在は大垣地域の約4割に給水している北部水源地の改良事業を行っています。管路につきましても管路の重要度、老朽度を考慮し計画的に耐震管への更新を進めています。以上、大垣墨俣地域の水道事業の概要と状況の説明を終わります。

事務局 続きまして、水道事業経営戦略の概要についてご説明申し上げます。

時間の方も限りがございますので、経営戦略の変更点を中心に説明したいと思います。それでは、4ページをお願いします。始めに、(1)の将来の事業環境のうち①給水人口、給水戸数の予測について、でございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

給水人口、給水戸数の予測につきましては、令和元年度末時点で151,656人が、令和11年度末では、144,160人と7,496人、4.9%の減となっております。給水戸数については、令和元年度末の62,502戸から令和11年度末には、66,786戸と4,284戸、6.9%の増との予測にそれぞれ変更しております。

世帯数が増加している理由は、人口減少が進んでいる中、同時に世帯の細分化が進行していることによるものでございます。

次に、5ページをお願いします。②水需要の予測について、でございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

水の需要については、人口減少、節水意識の向上もあり、基本的には、年々減少していくのが、現状でございます。

そのため、過去10年間の1人当たりの年間有収水量の減少率を加味して令和11年度までの需要数を算出しております。グラフで示す通り、有収水量は減少していくものと見込んでいます。

令和11年度の当初計画値は15,017,865 m³となっていましたが、今回の改定数値では14,714,568 m³と303,297 m³、2.0%の減少を見込んでおります。

なお、有収水量というのは、料金の対象として計測された水量のことを表しております。

参考までに、立方メートルという単位がでてきますが、1 m³は1000リットルになります。2リットルのペットボトル500本分にあたるということになります。

6ページをお願いします。6ページは、参考として本市の水道料金表を示しております。

7 ページをお願いします。7 ページは、③料金収入の見通しでございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

料金収入でございますが、基本料金については、給水戸数、従量料金については、水需要に比例いたしますので、先程の給水人口の予測により、見通しを立てております。

令和 11 年度の当初計画値は 17 億 5,565 万円となっていました。表にありますように今回の改定数値では 17 億 7,915 万円、2,350 万円増の上方修正しております。しかしながら、下のグラフで示す通り、料金収入は年々減少していく見込みとなっております。

8 ページをお願いします。④元利償還金の見通しでございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

元利償還金とは、施設を建設したことによる借入金をします。その借入金を返済するための償還金でございます。

今までの施設整備や水道管の布設に要した借入金等の返済の見通しとなりますが、最近では、特に、借入を抑制しているため、下のグラフのとおり順調に減少していくと見込んでいます。

9 ページをお願いします。(2) 経営の基本方針についてでございます。

令和 3 年 3 月に策定した「大垣市新水道ビジョン」における水道事業の基本理念である「水都大垣未来へ すんだ水、いつまでも、とぎれぬ、水道目指します。」の実現に向けて、アセットマネジメント手法による現有資産の状況把握と中長期的な水道施設全体の更新需要を掴んだうえで、事業運営の徹底した効率化、経営健全化に努め、安定した経営に取り組めます。

参考として、大垣市新水道ビジョン、10 ページには、アセットマネジメントについて説明させていただいております。

アセットマネジメントとは、資産の状況を把握し、限られた財源の中で、必要な更新と維持補修を組み合わせることで資産管理していく仕組みのことを言います。

11 ページをお願いします。(3) 投資・財政計画の策定方針等でございます。

①投資についての策定方針になりますが、要約させていただきますと、水源地施設等の更新につきましては、重要度、優先度を踏まえ令和 22 年までの整備計画を見直し、更新投資の平準化を実施しています。

表につきましては、今回の経営戦略計画期間の令和 11 年度分までを掲載しています。

物価の上昇等を踏まえた結果、44 億 3,376 万 8 千円となり、当初計画値より 2 億 8,911 万 8 千円、7.0%ほどの増となる見込みです。

次に、2)水道管の更新・耐震化についてでございます。

要約させていただきますと、管路更新率の目標を年 1%にする計画でしたが、今後の計画見直し年 0.7%に修正し、物価の上昇等を踏まえて表のとおり作成しました。

その結果、計画期間中の投資額につきましても当初計画値より 12 億 4,283 万円、19.5%の増となる見通しです。

水源地施設、水道管路共に、安全で安心な水を安定して供給できるよう耐震化率の向上に努めます。

12 ページをお願いします。12 ページにあります②投資以外の経費についての策定方針でございます。主に 1) 委託料、2) 修繕費、3) 動力費、4) 人件費を計上しております。

2) 修繕費につきましては、整備計画をもとに修繕計画を作成するのですが、表のと通りの計画となり修繕系の工事が減少するため減額を見込んでおります。当初計画の 27 億 8,858 万 5 千円と比較すると 24 億 6,695 万 7 千円と大幅な減額になっております。

3) 動力費については、当初計画の 10 億 9,441 万 1 千円となっていました、改定後は 15 億 7,004 万 5 千円と 4 億 7,563 万 4 千円、43.5%の大幅増となっております。

13 ページをお願いします。③財源についての策定方針について、でございます。表とグラフがありますのでご覧ください。

給水人口や水需要の減少はあるものの、給水戸数の増加が見込まれ、表のとおり、料金収入の減少が最小限におさまる見込みです。

そのため、令和 11 年度まで、グラフの示す通り減少傾向にはありますが、料金改定を行わずに経営を維持することができる見込みとなっております。

なお、当初計画値の令和 11 年度の料金収入見込みは 17 億 5,565 万円でしたが、改定計画値は、17 億 7,915 万円、2,350 万円、1.3%の増で見込んでおります。

14 ページをお願いします。2) 企業債について、でございます。表とグラフがありますのでご覧ください。

当初計画にありました令和 2 年度以降の北部水源地改良事業及び各水源地監視制御装置更新工事の一部に借入を実施するほか、赤坂水源地改良事業及び令和 9 年度以降の配水管布設工事の一部に借入を実施する計画に修正しました。これは、物価高騰等の影響に伴い投資事業費が増加したことが要因となっています。

当初計画による期間中の計画が 24 億円であったのに対し、改定では 33 億 5 千万の借入となり、大幅な修正になりました。

令和 11 年度の企業債残高は 45 億 12 万 5 千円となりますが、棒グラフを見ていただきますとピーク時に比べて約 13 億円減少していますが、ほぼ横ばいの状態となっております。

15 ページをお願いします。3) 一般会計の繰入金について、でございます。表をご覧くださいますと、赤字補填の基準外繰入金は無い状況でございます。

なお、平成 28 年度、令和元年度、令和 4 年度に基準外繰入金がございますが、これは、赤字補填ではございませんので申し添えます。例外的な繰入金とご理解ください。

続きまして、16 ページ、17 ページをお願いします。(4) 投資・財政計画になります。これは、今まで説明させていただいた内容を盛り込み表にしたものが、17 ページになります。

17 ページのほうを見てください。経営の指標になりますのが 2 つ目の表になります損益計算書になります。その表の下に色を付けてある当期純利益とあるところをご覧ください。

令和 11 年度まで減少はしておりますが黒字を維持できる見込みになっていきます。

次に、一番下の表をご覧ください。表の中の一般会計繰入金の部分になりますが、黄色い色を付けてあるところをご覧ください。

赤字補填を意味する基準外繰入金につきましても、令和 11 年度まで投入される見込みは無い状況となっております。

令和 4 年度の基準外繰入につきましても、市の政策として基本料金を免除した額を補填したのになっております。

これらのことから、水道事業については、安定した経営状況にあると判断しております。以上が、水道事業会計における投資・財政計画でございます。

次に、18 ページ、19 ページをお願いします。

こちらは、今回お示しした投資・財政計画と、令和元年度に策定した現行計画を比較し主な増減理由を記載したのになります。これまで説明させていただいたことを反映した数値との差を表にしたものでございます。

経営戦略の目的が、投資と財源の均衡であるため、既に、水道事業における経営戦略については、均衡が図られておりますので、この投資・財政計画を持ち諮問事項であります水道事業の経営戦略の改定としてご提示するものでございます。

次に、20 ページから 23 ページにつきましては、県内都市・類似都市との料金

を比較したものになっておりますので、また後で参考資料としてご覧いただければ幸いです。

以上の説明を取りまとめたものが、資料No.2-2 の大垣市水道事業経営戦略（素案）でございます。この素案を、市長の諮問事項であります大垣市水道事業の経営戦略の改定としてご提示させていただきたいと存じます。

それでは引き続き、簡易水道事業についてご説明いたします。資料No.3-1 をお願いいたします。

それでは、簡易水道事業の概要を水道課長の北村が説明をいたします。

事務局 はい、簡易水道事業の概要と状況について御説明させていただきます。

簡易水道とは計画給水人口が 101 人以上 5 千人未満のものをいいます。

資料No.3-1、3 ページ大垣市上石津地域簡易水道事業位置図をお願いいたします。

上石津地域は昭和 34 年に牧田簡易水道が創設認可され、その後、多良・時・西山・一之瀬和田の簡易水道と平井・延坂の飲料水供給施設が順次創設認可されました。

飲料水供給施設とは給水人口が 100 人以下のものをいいます。

平成 18 年の市町村合併により 5 つの簡易水道と 2 つの飲料水供給施設を譲り受け、施設運営の効率化のため平成 23 年に牧田、一之瀬和田の簡易水道、平井の飲料水供給施設を統合し上石津北部簡易水道としました。

また、多良、西山、時簡易水道と延坂飲料水供給施設を平成 28 年に統合し上石津南部簡易水道としました。右上オレンジの丸で囲ってあるところが上石津北部簡易水道、左下の緑の丸が上石津南部簡易水道です。

上石津地域の水源は浅井戸、伏流水、湧水、表流水で、地表水の影響を受けやすいため濾過や紫外線による処理を行ったあと塩素消毒を行い、8カ所の浄水場から各家庭に給水をしています。

濾過等の浄水処理を行っているため上石津地域は水源地ではなく、浄水場という呼び方にしています。

2 ページをご覧ください。(2) 業務指標の状況、上から 3 行目、令和 4 年度末の給水人口は 4 千 9 百 70 人、次の普及率は 99.8%、下から 4 行目、1 日平均配水量は 1 千 7 百 52 m³です。

施設整備についての状況ですが、合併後 3 つの浄水場を更新しました。延坂飲料水供給施設、一之瀬和田浄水場、牧田浄水場です。

3 つの浄水場はいずれも建設当初から主だった更新がおこなわれていなく、水質保全、老朽化、耐震性能確保のため全面更新を行いました。

令和 4 年度には多良高区浄水場の急速ろ過機の更新を行いました。

以上、上石津地域の簡易水道事業の概要と状況の説明となります。

事務局 それでは、簡易水道事業の経営戦略の概要について入ります。

4 ページ、5 ページをお願いします。

(1)の将来の事業環境のうち①給水人口、給水戸数の予測について、でございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

給水人口、給水戸数の予測につきましては、上石津地域は、山間部ということもあり、現状、人口減少が顕著で、表にありますように、令和 11 年度末の給水人口は 4,299 人で令和元年度末比 1,030 人、19.3%の減、給水戸数は、64 戸、3.2%減の 1,931 戸と見込んでおります。

また、5 ページにあります水需要の予測でございますが、表とグラフがありますので、ご覧ください。

人口減少に伴う需要減が大きいことや、令和 6 年度以降は小中学校の統合に伴い有収水量が減少するなどを見込んでおります。

その結果、令和 11 年度の年間有収水量は、当初計画値 431,607 m³となっていました。今回の改定数値では 418,686 m³と 12,921 m³、3%の減を見込んでおります。

6 ページをお願いします。③使用料収入の見通しでございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

現行制度での使用料収入の見通しになりますが、給水人口、給水戸数及び有収水量の見込みで推計しております。

使用料収入は年々減少傾向にあり、使用料改定を実施しなかった場合の令和 11 年度の収入は 5,612 万円となり、令和 2 年度から 10 年間で 2 割ほど減少することが予測されます。

なお、6 ページの下段には、現在の簡易水道事業の料金表を掲載させていただいております。

7 ページをお願いします。④元利償還金と基準外繰入金の見通しについて、でございます。こちらも表とグラフがありますので、ご覧ください。

簡易水道事業においては、合併後の平成 20 年度より、供用開始後 40～50 年経過し老朽化していた施設を集中的に改良・改善してきています。これまでに、延坂飲料水供給施設改良事業については、平成 23 年から平成 26 年にわたり 36 年経過した施設を約 0.5 億円をかけ、一之瀬和田浄水場改良事業については、平成 23 年から平成 26 年にわたり、42 年経過した施設を約 1.9 億円、また、牧田浄水場改良事業については、平成 25 年～30 年にわたり、56 年経過した施設を約 4.9 億円かけて、いずれも企業債を財源に実施して来ました。

その結果、元利償還金が加速度的に増大し、償還のピークとなる令和5年から令和8年度には、表のとおり、6千万円近くになる見込みとなります。その後は、表のとおり、令和8年度をピークに減少していきます。

基準外繰入金につきましても、使用料改定をしない場合は、その収入減もあり増大していくことが確実となっております。

これは、市からの赤字補填を意味し、使用料収入で賄わなければならない簡易水道事業会計に一般会計からの税による補填がされていることを意味しております。

次に、8ページをお願いします。経営の基本方針について、でございます。

要約させていただきますと、元利償還金の負担が令和5年から8年度にピークを迎えるなか、上石津地域の急激な人口減少により使用料水準の維持が困難であることから、使用料改定を実施していく計画となっております。

当初計画では、令和5年4月に8%、令和8年4月に8%実施する予定でしたが、今回の改定では改定時期を令和8年4月と令和11年4月に変更し使用料改定を実施することを基本方針としております。

9ページをお願いします。(3) 投資・財政計画の策定方針でございます。

①投資についての策定方針のうち1) 浄水場施設等の更新については、重要度、優先度を踏まえた令和22年度までの計画を作成し更新投資の平準化を図りました。令和11年度までの内容を表にしておりますのでご覧ください。

令和4年度に多良高区浄水場急速ろ過機更新工事が完了し、令和10年度以降には時浄水場改良事業を予定しており、計画期間中の投資額は今後の物価上昇等を踏まえ、下の表のとおり2億9,402万9千円となり、当初計画値の2億2,710万円より6,692万9千円増加となる見込みでございます。

次の2) 水道管の更新・耐震化については、基幹的な管路と、災害時の優先給水先までの配水管路である重要管路について、老朽度、優先度、費用対効果を勘案し、令和15年までの更新計画を作成しました。令和11年度までの内容を表にしておりますのでご覧ください。

令和4年度には時地区が完了し、今後は、牧田地区を予定しており、計画期間中の投資額は決算結果等を踏まえ、下の表のとおり1億9,408万9千円となり、当初計画値の2億160万円よりも751万1千円減少となる見込みとなっております。

10ページをお願いします。②投資以外の経費についての策定方針となります。主に1) 委託料、2) 修繕費、3) 動力費、4) 人件費を計上いたしております。2) 修繕費につきましては、浄水場施設等及び水道管に関する整備計画をもとに、修

繕計画を見直し、下の表のように計画を改定し経費計上いたしております。

動力費についてですが、令和 5 年度からの契約を開始した電気料金単価を使用し算出しております。当初計画値の 9,947 万 9 千円から 1 億 3,532 万 3 千円と大幅に上回る推計となり 36%の増となっております。

なお、兼務などの方法により 4) の人件費の計上がない簡易水道事業会計は、従前からできる限り経費をかけないように運営されています。

人件費以外でも、上石津地区に点在する浄水場の水質管理や軽微な保守管理などは地元の方に委嘱するなどして経費を低く抑えております。そのため、運営上の経費削減余地が少ないことを意味いたしております。

11 ページをお願いします。③財源についての策定方針について、でございますが、1) 使用料収入について、でございます。使用料収入の表及びグラフがありますのでご覧ください。

使用料改定なしの場合と、ありの場合の影響額を示しております。当初計画においては、令和 11 年度に基準外繰入金を解消できるよう、令和 2 年 4 月に使用料改定を実施し、引き続き、令和 5 年 4 月及び令和 8 年 4 月に、使用料改定をする予定でしたが、令和 8 年 4 月及び令和 11 年 4 月に実施時期を変更することを基本方針として、計算いたしております。それをもとに計算した場合、令和 11 年には 8,582 万円程の収入増が見込まれます。

12 ページをお願いします。2) 企業債について、でございます。企業債の表及びグラフがありますのでご覧ください。

現状と今後の状況等を取りまとめた表でございます。

令和 5 年度以降、時浄水場改良事業、重要管路更新工事及び令和 11 年度の浄水場機器更新工事の一部に企業債の借入を実施します。

物価高騰等の影響に伴い投資事業費が当初計画から増加することにより、計画期間中の合計が 2 億 3,580 万円の借入となり、当初計画の 1 億 8,650 万円を大幅な修正となりますが、平成 29 年度のピーク時と比較すると令和 11 年度には 8 億 879 万 3 千円となり、2 億 1,826 万 1 千円の減となる見込みでございます。

13 ページをお願いします。3) 基準外繰入金について、でございます。表及びグラフがありますのでご覧ください。

使用料改定なしの場合と、ありの場合の影響額を示しています。改定をした場合、令和 11 年には基準外繰入金が無くなることが見込まれます。

表にありますように、順次料金改定を行うことにより、折線オレンジのとおり、令和 11 年度には、ほぼ基準外繰入金を解消することが可能となります。

次に、14 ページ、15 ページをお願いします。(4)投資・財政計画になります。

今まで説明させていただいた内容を盛り込み表にしたものが、15 ページの表 A

になります。15 ページの表をお願いします。この表は、使用料改定を行った場合の投資・財政計画を試算した表でございます。

改定の時期及び給水収益につきましては、2 つ目の収益的収支の表にあります、黄色の部分になります。令和 2 年度はすでに改定済みで、令和 8 年度、令和 11 年度に、それぞれ 8%加算し算定したものでございます。

次に、一番下の表をご覧ください。一般会計繰入金の部分になりますが、黄色い色を付けてあるところをご覧ください。赤字補填を意味する基準外繰入金につきましては料金改定の実施により、令和 11 年度には、投入される見込みはない状況となっております。

次に、17 ページをお願いします。こちらは表 B となります。料金改定を行わなかった場合の経過でございます。一番下の表の黄色が付けてある部分になりますが基準外繰入金が消滅されることはない状態が続いていきます。

18 ページ、19 ページをお願いします。こちらも 19 ページの表をご覧ください。

こちらは、今回お示しした投資・財政計画と、令和元年度に策定した現行計画を比較し主な増減理由を記載したものになります。これまで説明させていただいたことを反映した数値との差を表にしたものになります。

一番上の表の業務量・経営指標でございますが、令和 11 年度予測の給水戸数が 301 戸増、給水人口が 82 人の減、年間総配水量が 391 m³の増、年間総有収水量が 12,921 m³の減となっております。

2 つ目の表の損益計算書につきましては、色が塗ってあります当期純利益が当初予測より減少しているのに対して、3 つ目の表の資本的収支につきましては、資本的収支の不足額が増加しております。

一番下の表中、黄色で示してあります、一般会計繰入金の基準外繰入についてですが、こちらにつきましては、令和 11 年度に 0 になる見込みに変更はありません。

主な増減理由については、表の右に記載してありますので参考にいただければ幸いです。

20 ページから 23 ページにつきましては、県内都市・類似都市との使用料を比較したものになっておりますので参考資料としてご覧ください。

以上の説明を取りまとめたものが、資料No.3-2 の大垣市簡易水道事業経営戦略（素案）でございます。

使用料改定時期の変更を含めた投資・財政計画の経営戦略の改定を市長の諮問事項であります簡易水道事業の経営戦略としてご提示させていただきたいと存じます。

ここまでの説明が、市長からの諮問事項であります水道事業及び簡易水道事業の経営戦略の改定と、それにともなう簡易水道事業の使用料改定延期についての説明でございます。

会長 ありがとうございます。水道事業、簡易水道事業の概要と、経営戦略の改定についてご説明いただきましたが、まだまだ説明が続くようですので、ここで10分ほど休憩とさせていただきます。

再開は14時55分でございます。その間に、いろいろ資料にお目通しいただきたいと思います。

< 休憩 >

会長 それでは、会議を再開いたします。引き続きよろしくお願いいたします。次は下水道関係でしょうか。

事務局 それでは、下水道事業についてご説明申し上げます。資料№4-1をお願いいたします。始めに、公共下水道事業の概要につきまして、下水道課長の北村が説明いたします。

事務局 下水道課長の北村と申します。よろしくお願いいたします。失礼して着座にてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、公共下水道事業の概要について、ご説明させていただきます。公共下水道事業とは、主に、市街地における下水を排除、処理するために行う下水道事業のことです。

大垣市では、大垣地域と墨俣地域で事業を行っています。お手元の資料 №4-1、3 ページをご覧ください。

大垣処理区、平町処理区及び、墨俣処理区の下水道事業位置図です。紫色で着色してある箇所が、下水道が利用できる区域で、緑色で着色してある箇所が、整備予定の区域になります。

大垣地域の下水道は、公共下水道の污水事業として大垣処理区、平町処理区、そして、雨水事業として大垣排水区があります。

大垣処理区は、昭和37年4月に供用開始し、平成21年度末に市街化区域の整備が概ね完了しました。その後、市街化調整区域において、普及拡大に努めてい

ます。

また、供用開始後 50 年以上が経過し、下水道管や処理場の老朽化及び耐震化対策が大きな課題となっているため、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画を策定し、改築更新や耐震化を実施しています。

揖斐川の川東に位置する、平町処理区につきましては、隣接する安八町の浄化センターにて汚水を処理しています。

また、墨俣地域の下水道につきましては、平成 22 年度から、墨俣浄化センターおよび下水管の整備に着手し、平成 25 年 3 月に市街化区域の下水道を供用開始しています。

2 ページをご覧ください。下水道施設の状況ですが、大垣処理区では、大垣市浄化センターのほか、汚水中継ポンプ場として、本今ポンプ場と外渕ポンプ場。墨俣処理区につきましては、墨俣浄化センターにて水処理を実施しています。

次に、業務指標の状況ですが、令和 4 年度末、公共下水道の処理区域内人口は、140,331 人、普及率といたしましては、91.3%となります。

また、下水道処理区域内において、下水道を利用している人口を表す水洗化人口は、125,334 人。水洗化率といたしましては、89.3%です。

以上で、公共下水道事業の概要説明を終わります。よろしくお願いします。

事務局 はい、続きまして、公共下水道事業経営戦略の概要でございます。
それでは、4 ページ、5 ページをお願いします。
水道事業同様に、変更した内容を中心に説明したいと思います。

まず、(1) 将来の事業環境について、でございます。5 ページに表とグラフがありますので、ご覧ください。

①処理区域内人口・世帯数の予測になります。処理区域内人口の予測については、令和 4 年度までの実績値をもとに、令和 11 年度末で、137,346 人、処理区域内世帯数は 63,702 人と見込んでおり、人口推移については概ね当初計画値と同程度となっています。

世帯数については、世帯の細分化などにより令和 4 年度の実績値が当初計画値を大きく上回っているため、それ以降の計画値を上方修正し、令和 11 年度予測数値を 63,702 世帯とし、当初計画よりも 5,094 世帯、8.7%上方修正しております。

次に、6 ページ、7 ページをお願いします。

②水洗化人口・世帯数の予測につきましては、7 ページに表とグラフがありますので、ご覧ください。

下水道が整備済の地域にお住まいの方のうち、実際に下水道を使用している方の数値を推計したものになります。

先程の処理区域内人口及び世帯数に、下水道普及促進に係る増加分を反映させたものとなります。

令和 11 年度末の水洗化人口は、125,098 人、水洗化世帯数は、57,510 戸と見込んでおり、当初計画値と比較しても水洗化人口は微増となっていますが、世帯数は 6,660 世帯の増と大幅に上方修正しております。

8 ページをお願いします。③有収水量の予測について、でございます。下にある表とグラフが年間総有収水量の予測となりますのでご覧ください。

有収水量につきましては、7 ページの水洗化人口・世帯数をもとに、平成 24 年度以降の実績及び推移をもとに推計しました。

当初計画と比較すると、1 件あたりに対する水量の減少により令和 5 年度以降の計画値を下方修正しています。令和 11 年度については、当初計画値より 207,873 m³の減を見込んでおります。

9 ページをお願いします。こちらは、参考までに現在の公共下水道料金表になります。

次に、10 ページ、11 ページをお願いします。使用料収入の見通しでございます。11 ページに表とグラフがありますので、ご覧ください。

令和 4 年度までの使用料収入は、水洗化世帯数の増加等により実績値が当初計画値を上回ったため、令和 5 年度以降について上方修正をいたしました。

令和 11 年度については、19 億 2,206 万 5 千円と当初計画値よりも 1 億 2,350 万 3 千円の増となっております。

行政区域内人口や年間総有収水量の減少はあるものの、世帯数の細分化などによる世帯増が見込まれることや、普及促進による使用者の増加が期待できますので、グラフのとおり収入は減少していきますが影響は、現時点におきましては経営状況に深刻な影響を与えるほどではないと考えております。

ただし、下水道事業は、基準外繰入金による赤字補填が大変多い事業でございます。

そのため、経費回収率 100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である 150 円に向け、段階的な使用料改定の途上にあり、経営戦略の最終年度にあたる令和 11 年度までに使用料改定が必要になります。

ここで、経費回収率という言葉が出てきましたので、説明いたします。経費回収率とは、使用料で賄う経費を、どの程度賄えているかを表す指標です。100%未満の場合は、汚水処理に関する経費が、使用料以外の収入で補填されていること

を示しています。詳細については、資料No.1の解説編 11 ページにて解説しておりますので、後ほどご覧ください。

12 ページ、13 ページをお願いします。

⑤元利償還金、基準外繰入金の見通しでございます。13 ページに表とグラフがありますので、ご覧ください。

元利償還金とは、借入したお金を毎年返済するための償還金です。令和 2 年度の、約 28 億 4,500 万円をピークに徐々に減少してきています。ここ数年は、借入金、企業債といいますが、その発行額の抑制に努めておりますので、棒グラフが示す通り減少していく見込みです。

また、当初計画と比較し、建設改良費の令和 4 年度までの実績値が減少したことや、設備の更新投資の平準化を図ったことにより、建設改良費が減少したことも要因でございます。

基準外繰入金につきましては、当初計画と比較し元利償還金が減少したことに加えて、使用料収入を上方修正したことにより、減少する見込みとなっておりますが、表のとおり令和 11 年度で 2 億 1,429 万 6 千円と、依然として高い額になっております。

14 ページをお願いします。

公共下水道事業における基準内繰入金の説明でございます。これは、下水道事業が、市等に請求すべき性格のものでございます。いろいろございますが、いずれも国からの交付金の算定等となるものでございます。

15 ページをお願いします。公共下水道事業における分流式下水道等に要する経費のイメージ図になります。中段にあります適正な使用料 150 円／ m^3 が国の示す額であるのに対し、当市の使用料収入はその上の赤字で示す通り 128 円／ m^3 となっており、汚水処理費をすべて賄うことができておりません。そのため、公共下水道事業では、赤い点線で示してあります差額分が基準外繰入金となっております。

16 ページをお願いします。経営の基本方針について、でございます。

長文でございますので、要約して説明させていただきます。下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、ストックマネジメント計画に基づき、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていきます。また、未普及地域への優先度や費用対効果を十分考慮し慎重に実施し、整備区域内の普及促進に努めていきます。

ただし、本市の公共下水道事業は、経費回収率 100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である 150 円／ m^3 に向けた段階的な使用料改定の途上にあり、多額の基準外繰入金に依存している状況であるため、令和 2 年 4 月の使用料改定、6%に引き続き、令和 8 年 4 月及び令和 11 年 4 月の計 2 回、それぞれ 6%の使用料改定を実施することを基本方針といたします。

ストックマネジメントという言葉がでてきましたので、簡単に説明させていただきます。ストックマネジメントとは、資産の状況を把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理していく仕組みのことを言います。

17 ページをお願いします。投資・財政計画の策定方針でございます。

まず、①投資についての策定方針になります。1) 下水管の更新・耐震化及び新設について、でございます。

下水管の更新・耐震化については、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画等に基づき、健全度、緊急度、費用対効果を総合的に勘案した更新投資の平準化を実施し、令和11年度までの更新計画を下の表のとおり見直しました。今後は、この計画に従い整備を進めていきます。

また、下水管の新設については、優先度、費用対効果、新設に関する国の指針を十分に考慮し、慎重に実施していきます。

次に2)の終末処理施設等の整備については、機器ごとに更新基準の見直しや、重要度、優先度を踏まえた更新投資の平準化を実施し、令和15年度までの整備計画を見直しましたので、今後は、この計画に従い整備を進めていきます。令和11年度までの計画を下の表にしてあります。

なお、当初計画では、大垣市浄化センター3系水処理棟の建設工事を令和8年度から開始する予定となっていました。が、現有施設の有効活用・延命化を図ることで、当該工事の着手を次期計画期間となる令和12年以降に延期しています。

また、3)雨水処理施設の整備については、全て、基準内繰入金となりますが、こちらにつきましても表のとおり計画的に実施してまいります。

18 ページをお願いします。投資以外の経費についての策定方針でございます。主に1)委託料、2)修繕費、3)動力費、4)人件費を計上しております。

1)委託料、4)人件費につきましては、直近3ヵ年の平均で算出した数値に反映しております。

2)修繕費につきましては、下水管や污水ポンプ場、終末処理施設等の汚水処理に関する設備の修繕費について、計画期間中の修繕計画を表のとおり作成しなおし、経費計上しております。

3)動力費につきましては、令和5年度からの契約を開始した電気料金単価を基に、物価上昇等を加味して算出しております。

19 ページをお願いします。③財源についての策定方針についてです。表とグラフがありますので、ご覧ください。

使用料収入について、でございますが、使用料改定なしの場合と、ありの場合

の影響額を示しています。令和 8 年度、令和 11 年度に改定をした場合、令和 11 年には 2 億 1,473 万 4 千円の収入増が見込まれ、グラフのように収入が上がる見込みです。

20 ページをお願いいたします。企業債について、でございます。表とグラフがありますので、ご覧ください。

現在の企業債残高は、令和 4 年度末で約 281 億円でございます。令和 2 年度から令和 11 年度までの期間中に、約 84 億円借入れますが、その期間で約 209 億円償還いたしますので、表中、令和 11 年度末には、約 204 億円になり、棒グラフのとおり年々減少する見込みとなっております。

21 ページをお願いします。

基準外繰入金について、でございます。表及びグラフがありますのでご覧ください。

使用料改定なしの場合と、ありの場合の影響額を示しています。改定をした場合、令和 11 年には基準外繰入金が無くなることが見込まれます。

現在、本市の使用料単価は 128 円／ m^3 ですが、国の定める 150 円／ m^3 との差額相当分は、基準外繰入金として受け入れています。

計画期間中に使用料を増額改定することにより、使用料単価が 150 円／ m^3 近くまで到達し、基準外繰入金を解消することができます。

22 ページ、23 ページをお願いします。投資・財政計画でございます。今まで説明させていただいた内容を盛り込み表にしたものが、23 ページの表 A となります。この表は、使用料改定を行った場合の投資・財政計画を試算した表でございます。

一番上の表、「業務量・経営指標」をご覧ください。下から 2 つ目の薄い黄色の部分で使用料単価になりますが、令和 11 年度には、144.15 円／ m^3 となっており、目標数値に近づいております。

2 つ目の表、収益的収支をご覧ください。使用料改定の時期及び下水道使用料につきましては、黄色の部分になります。令和 2 年度はすでに改定済みで、令和 8 年度、令和 11 年度に、それぞれ 6%加算し算定したものでございます。

次に、一番下の表をご覧ください。一般会計繰入金の部分になりますが、黄色の部分をご覧ください。赤字補填を意味する基準外繰入金につきましては使用料改定の実施により、令和 11 年度には、投入される見込みはない状況となっております。

24 ページ、25 ページをお願いします。25 ページの表 B をご覧ください。この表は、現行使用料を継続した場合でございますが、表 4 つ目の黄色部分の基準外繰入金は、計画期間最後の令和 11 年度にいたるまで高い水準で推移しています。

次に 26 ページ、27 ページをお願いします。27 ページの表でございます。今回お示した投資・財政計画と、令和元年度に策定した現行計画を比較し主な増減理由を記載したものになります。これまで説明させていただいたことを反映した数値との差を表にしたものでございます。

一番上の表の業務量・経営指標でございますが、年間総有収水量が 207,873 m³ の減が大きくなっております。これは、水道事業の件数当たりの水量の減少率の見込みが大きくなったためです。

2 つ目の表の損益計算書につきましては、色が塗ってあります当期純利益が当初予測よりも減少しております。また、3 つ目の表の資本的収支につきましても、資本的収支の不足額が令和 9 年度までは増加していますが、令和 10 年度には減少となっております。

一番下の表に黄色で示してあります、一般会計繰入金の基準外繰入についてですが、こちらにつきましては、令和 11 年度に 0 となる見込みについては、変更はありません。

主な増減理由については、表の右に記載してありますので参考にしてください。

28 ページから 35 ページにつきましては、県内都市・類似都市との経営状況を比較したものになっておりますので参考資料としてご覧ください。

30 ページ、31 ページの表をご覧くださいますと、本市の経費回収率、使用料が、低い状況であることが、グラフから読み取ることができます。

以上の説明を取りまとめたものが、資料No.4-2 の大垣市公共下水道事業経営戦略素案でございます。使用料改定時期の変更を含めた投資・財政計画の経営戦略を市長の諮問事項であります公共下水道事業の経営戦略としてご提示させていただきたいと存じます。

引き続き、上石津下水道事業についてご説明申し上げます。資料No.5-1 をお願いします。それでは、上石津下水道事業の概要を下水道課長の北村が説明いたします。

事務局 それでは、上石津下水道事業の概要について、ご説明させていただきます。お手元の資料No.5-1、3 ページをご覧ください。大垣市上石津地域の下水道事業位置図となります。5 つの処理区と、4 つの浄化センター及び 1 つの汚水処理場を表記しています。

この 3 事業につきましては、合併前の平成 17 年 4 月に、全処理区の整備が、概ね完了しています。

それでは、3 事業の概要ですが、特定環境保全公共下水道事業、以後「特環」

は、市街地に準ずる区域における公共下水道事業の 1 つです。

特環には、北部処理区と、中部処理区があり、北部処理区のうち牧田、一之瀬地区は、平成 12 年 5 月から北部浄化センターにて、中部処理区内の多良地区につきましては、平成 17 年 4 月に中部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

次に、農業集落排水事業、以後「農集」は、農村の生活環境の改善を図るものです。農集には、西山処理区と、南部処理区があり、西山処理区は、平成 9 年 11 月から西山浄化センターにて、南部処理区内の時地区につきましては、平成 15 年 5 月に南部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

小規模集合排水処理事業、以後「小規模」は、小規模な集落の生活環境の改善を図るものです。小規模には、平井処理区があり、平成 15 年 5 月に、平井処理場として、汚水処理の供用を開始しています。

2 ページをご覧ください。上石津下水道全体の施設整備の状況ですが、令和 4 年度末、下水道が利用できる処理区域の面積は、205.3ha です。普及率として、99.5%です。

また、下水道処理区域内において、下水道を利用している人口を表す水洗化人口は、4,280 人、水洗化率としては、90.4%です。

今後は、施設の老朽化等に伴う改築や更新、また、人口減少を踏まえた施設の適正な維持管理など課題があります。

そのため、公共下水道事業と同様に、施設の改築や更新に関する計画策定を行い、併せて、財源の確保、適正な施設の機能維持を行うことが重要になります。

以上で、上石津下水道事業の概要の説明を終わります。よろしくお願いします

事務局 それでは、上石津下水道事業経営戦略の概要について、でございます。6 ページ、7 ページをお願いします。(2) 将来の事業環境のうち①の上石津地域の処理区域内人口・世帯数及び水洗化人口・世帯数の予測でございます。7 ページに表及びグラフがありますのでご覧ください。

上石津地域の下水道は、現在、普及率がほぼ 100%であります。水洗化人口は、今後、減少すると予測されております。

今回の改定では、表にありますように令和 11 年度末は、3,699 人と当初計画と同程度ですが、水洗化世帯数は、1,465 戸と当初計画より 342 戸、30.5%増で見込んでおります。

8 ページをお願いします。表及びグラフがありますのでご覧ください。

②有収水量の予測については、先程の水洗化人口により推計いたしました結果、表のとおり令和 11 年度の年間有収水量は、397, 553 m³、当初計画値よりも 14, 416 m³の減で見込んでおります。グラフで示す通り、年々減少していく見込みになっております

次に、9 ページをお願いします。9 ページには、現在の上石津下水道の料金表がのっております。

上石津下水道の使用料体系は、上段の表の基本使用料に中段の表の世帯員別使用料を合計した額となります。

大垣市内の公共下水道事業とは少し異なり、従量制でなく、世帯人数制になっております。

10 ページをお願いします。

③使用料収入の見通しでございます。表及びグラフがありますのでご覧ください。

使用料収入の見通しについては、水洗化人口と世帯数の予測により見込んでおります。この表は、使用料改定を実施しなかった場合の見通しになります。令和 11 年度の使用料収入は、7, 447 万 5 千円となり、人口減少の影響で使用料収入はグラフのとおり徐々に減少していく見込みになります。

11 ページをお願いします。④元利償還金と基準外繰入金の見通しでございます。こちらも表及びグラフがありますのでご覧ください。

上石津地域の元利償還金については、供用開始後、ほぼ借入をしていないため、令和 6 年度以降は棒グラフのとおり、減少していくことになります。そのため令和 11 年度には、1 億 1, 808 万 8 千円となります。

上石津下水道事業については、従前より使用料収入で維持管理費を賄っていない状況であるうえ、人口減少による使用料収入の減少もあるため、基準外繰入金については今後増加していくことが見込まれますが、元利償還金の減少に伴い、グラフの赤線で示す通り令和 11 年度には、約 9, 200 万円となる見込みでございます。

12 ページ、13 ページをお願いします。12 ページについては、上石津下水道事業における基準内繰入金を一覧にしたものでございます。令和 4 年度の繰入額に対する区分の概要の説明になります。

また、13 ページは、経費のイメージ図になります。一番上が汚水処理費とありますが、その下にあります支出の部分に「維持管理費」とあります。すぐ下に赤字で示してある「現行の使用料収入」を見ていただくと、現行の使用料収入は、182. 28 円／m³と適正な使用料収入 150 円／m³をはるかに超える水準にあるにある

にもかかわらず、使用料で維持管理費を賄うことができないため、基準外繰入金が必要な状況となっております。

14 ページをお願いします。経営の基本方針について、でございます。

以降は、要約させて説明させていただきます。下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、ストックマネジメント計画等に基づき、コストの低減、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を実施していきます。

ただし、上石津下水道事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施する必要性があります。

15 ページをお願いします。(4) 投資・財政計画の策定方針でございます。

①の投資についての策定方針のうち、特環の北部処理区と中部処理区については、表にありますようにマンホールポンプなどの機械や電気設備の更新が一部必要であるため、国庫補助を活用しながら、効率的に実施していく予定です。

16 ページをお願いします。農集の西山処理区、南部処理区においても、一部耐用年数の短い機械、電気設備の更新が必要であるため、表にありますように最適整備構想に基づき実施していく予定です。小規模については、現時点では大きな改良の必要はない見込みでございます。

17 ページをお願いします。②投資以外の経費についての策定方針であります、主に 1) 委託料、2) 修繕費、3) 動力費、4) 人件費を計上しております。

1) 委託料につきましては、令和 4 年度実績と同水準で推移するものとしております。2) の修繕費については投資の更新計画をもとに、表にありますとおり修繕計画を作成し、経費計上しております。

18 ページをお願いします。3) 動力費につきましては、令和 5 年度からの契約を開始した電気料金単価を基に、物価上昇等を加味して算出しております。

4) 人件費については、直近の実績ベースで推移するとして計上しております。

19 ページをお願いします。③財源についての策定方針でございますが、表とグラフがありますのでご覧ください。

令和元年以降を基準とし、使用料改定なしの場合とありの場合で影響額を出したものでございます。

なお、当初計画から、改定時期を変更し、令和 8 年 4 月及び令和 11 年 4 月に、それぞれ 3%の使用料改定を実施する予定で作成してあります。

令和 8 年度、令和 11 年度に改定をした場合、令和 11 年には 7,863 万 2 千円の収入増が見込まれ、グラフの青線のように収入が上がる見込みです。

令和 8 年度の使用料改定により 1 ヶ月あたり 140 円の負担増となりますが、これは、同時に改定を予定している公共下水道事業（大垣・墨俣地域）の平均世帯の負担増と同程度の額でございます。

上石津下水道事業は、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は大きくなることが確実であるため、基準外繰入金削減のための使用料改定を実施する必要があります。

20 ページをお願いします。2) 企業債について、表とグラフがありますのでご覧ください。

令和 5 年度以降の更新事業の実施に当たっては、発行額を抑制し、企業債残高の削減を目指していきます。

計画期間中、1 億 6,600 万円の借入をしますが、同期間中に 18 億 5,575 万 8 千円を償還するため、表中、令和 11 年度の企業債残高は約 3 億 2,800 万円となり、計画初年度の令和元年度末残高に対して 79.4%の減となります。棒グラフを見ていただきますと、残高の減少がわかりやすいかと思います。

21 ページをお願いします。3) 基準外繰入金でございます。表とグラフがありますのでご覧ください。

令和元年以降を基準とし、使用料改定なしの場合とありの場合で影響額を出したものでございます。

国庫補助金の確保と企業債発行額の抑制効果で、グラフのとおり、令和 10 年頃には、基準外繰入金はある程度減少いたします。

しかしながら、依然として基準外繰入金に依存していることに変わりはないため、使用料改定により、少しでも繰入金の規模を小さくする必要があります。

22 ページ、23 ページをお願いします。(5)投資、財政計画でございます。23 ページの表 A をご覧ください。

1 枚目が、上石津下水道事業全体を合算したものになります。2 枚目が特環、3 枚目が農集、4 枚目が小規集でございます。

これらの表は、各事業会計について使用料改定を行った場合の投資・財政計画を試算した表でございます。

それでは、1 枚目の表 A にて説明させていただきますので、よろしくお願いします。

一番上の表、「業務量・経営指標」をご覧ください。下から2つ目の薄い黄色の部分にあります「使用料単価」になりますが、令和11年度には、197.79円/㎡となっておりますが、これが使用料の収入にあたる単価になります。それに対して、すぐ下にあります污水处理単価は314.78円/㎡となっております。こちらは、汚水をきれいに浄化するために必要な経費の原価になります。

このため、経費回収率は62.84%となり、改定後の使用料収入でも、污水处理にかかる費用の63%程度しか賄われていない状況となる見込みでございます。

表2つ目の、収益的収支をご覧ください。改定の時期及び下水道使用料につきましては、黄色の部分になりますが、令和2年度、令和8年度及び令和11年度の計3回、それぞれ3%加算したものでございます。

次に、一番下の表をご覧ください。一般会計繰入金の部分になりますが、黄色の部分をご覧ください。赤字補填を意味する基準外繰入金につきましては、使用料改定の実施により、削減することができますが、改定後も継続して繰り入れる必要があります。

24ページ、25ページをお願いします。25ページの表Bをご覧ください。

この表は、上石津地域の各事業会計について現行使用料を継続した場合をまとめた表でございますが、表4つ目一般会計繰入金の黄色部分の基準外繰入金は、計画期間最後の令和11年度にいたるまで高い水準で推移しています。

次に26ページ、27ページをお願いします。27ページの表をご覧ください。

今回お示しした投資・財政計画と、令和元年度に策定した現行計画を比較し主な増減理由を記載したものになります。これまで説明させていただいたことを反映した数値の差分を表にしたものになります。

一番上の表の業務量・経営指標でございますが、令和11年度予測の水洗化戸数が342戸増、水洗化人口が12人の増、年間総有収水量が14,416㎡の減となっております。

2つ目の表の損益計算書、3つ目の資本的収支につきましては、経営に伴う収支が当初予測より減少しているのに対して、投資額である資本的収支は増となっております。

一番下の表中、黄色で示してあります、一般会計繰入金の基準外繰入についてですが、こちらにつきましては、当初予測よりも、令和9年度から増加する予測となっております。

28ページから43ページにつきましては、県内都市・類似都市との経営状況を比較したものになっておりますので参考資料としてご覧ください。

以上の説明を取りまとめたものが、資料No.5-2 の大垣市特定環境保全公共下水道事業経営戦略、大垣市農業集落排水事業経営戦略、大垣市小規模集合排水処理事業経営戦略の素案でございます。

経営戦略の目的は、投資と財源の均衡でございますが、上石津下水道事業の経営状況は、大変厳しい状況であり、投資、財源の均衡は、大変困難な状況にあります。そのため、改善を目的とした経営戦略の更新を行うものでございます。よって、少しでも基準外繰入金を削減させるため、使用料改定時期の変更を含めた投資・財政計画の経営戦略の改定を市長の諮問事項であります上石津下水道事業の経営戦略の改定としてご提示させていただきたいと存じます。

ここまでの説明が、市長からの諮問事項であります下水道事業及び上石津下水道事業の経営戦略の改定と、それにともなう下水道事業及び上石津下水道事業の使用料改定延期についての説明でございます。

大変たくさんの量を一度に説明いたしましたので、ご不明な点等も多々あると思われまふ。

ご質問等ございましたら頂戴したいと存じますので、よろしくお願いします。

会長 ご苦労さまでした。以上、大垣市の上下水道事業について、事業概要や、経営戦略改定案による経営見通しなどについて、説明を受けました。

前回もそうでしたが、大垣市には上下水道事業が全部で6事業もあるということで、ただ今の事務局の説明は、膨大な情報量でございました。

従いまして、ここで一旦、私の方で整理をさせていただきます。

まず、水道事業ですが、この事業は給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、原油価格などの物価高騰に伴う経費増はあるものの、現在の料金水準のまま引き続き安定した経営を継続できる見込みであるということです。

一方の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業は、非常に厳しい経営環境にあり、一般会計からの赤字補てんがあるため、それを解消あるいは削減する方策として、使用料の改定が必要であるとのこと。

各事業の使用料の改定回数や改定率を含め、ここまでは、前回、令和元年度に策定した現行の経営戦略から大きな変更はないようでございますが、使用料の改定時期に関しては、大きく方針を変更しているようです。

具体的には、現行の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、令和5年4月と、令和8年4月に使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、この使用料改定を当分の間延期す

ることとしています。

ただし、経営戦略の期間内に、各事業が「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するためには、令和 11 年度までに予定している使用料改定を実施することが不可欠である。そのため、延期したとしても、令和 8 年 4 月に 2 回目、その 3 年後の令和 11 年 4 月に 3 回目の使用料改定を実施する必要があります。そのため、その時点での社会・経済情勢次第ではありますが、ひとまず、今回示された経営戦略改定案においては、そちらを反映しているということです。

以上が、事務局からの説明の概要でございますが、市長から本審議会への諮問事項といたしましては、ここに示された、各事業の経営戦略改定案が、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持に資する経営の基本計画として妥当であるか否か、その妥当性を審議して欲しいとのことでした。

今日は第 1 回目ということで、市側の説明をお聞きすることがメインであり、本格的な審議は次回の審議会で行うことになろうかと思います。

従いまして、今日は、今の説明をお聞きになったうえで、何かご意見、ご質問、ご説明の中で分かりにくかった点等ございましたら受け賜りたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、どのような内容でも結構でございます。

委員 すみません。

会長 はいどうぞ。

委員 よろしいですか。お話聞かせていただいて、ちょっと私も知識不足なのでちょっといろいろと教えていただければと思ひまして。まず最初、企業債とあと基準外繰入金というものがあって、こちらを減らしていきたいというようなお話だったかと思ひます。

企業債についてはもちろん減らしていくという考え方、借金ということだと思いますので、もちろん減らしていくという考え方はすんなり理解できるものかなと思うんですけども、こちらの基準外繰入金についての、減らしていかないといけない、その要請というか根拠、理由というところですね、ちょっと私、わからなかったんで教えていただければと思ってご質問させていただきます。

事務局 基準外繰入金というのが基本的に税金を投入していただけることになるんですが、水道についても下水道についても地方公営企業法というのが適用されておりますので、本当は使用料で全て賄う、電力会社とか、ガス会社とか、同じようにそれで賄うのが本来の趣旨なんです。ですから税金を投入っていうのは、良い状況ではございませんので、それを解消していきたいというのが基準外繰入金を減らすということでございます。

委員 それは法律の規定によって減らしていかないといけないというような考え方になっているんですかね。

事務局 あくまで地方公営企業というのは独立採算制をしてくれというのがメインです。例外的に繰り入れてもいいという基準がありますので、その部分については基準内繰入ということで市の方に当然請求して貰うものなんです。それ以外のものについては完全に赤字補填です。国の方からも好ましくない、というふうになっておりますし、法的にも独立採算をして営業していかなければならないので、それを解消したいという趣旨になっています。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 はい。

会長 はいどうぞ。

委員 一つお聞きしたいんですけれども、今言われた基準外で賄うということで、料金の値上げをするということがここに示されておりますけれども、11年度までで2回値上げするという、その決められた状況とか理由は何か、2回ありますよね、これから。それについてはどのように考えてやられたのかちょっとお聞きしたいんですけれども。

事務局 今回の経営戦略に関しましては、実は令和元年度のときに既に策定してあった

ものの関係であります。

そのときに、本来なら別に一度だけでも、構わないものなんですけど、一度だけで上げるとかなり市民生活に負担があると思われましたので、当時の審議会を開いた中で、3回に分けてやっていこうというふうになりました。3回のうちの1回は済んでおりますので、今回は残り2回を延期して、ずらしてやるというふうになります。

会長 ほかにございませんか。

はいそれではないようでございますので、今日ご説明いただいた、この資料に基づいてそれぞれ疑問点、或いは分かりにくかった点がある程度は確認できたかと思いますが、なんと言っても大量な情報量でございます。まだ少し理解できないという点がありましたら、事務局にお問い合わせいただけたらと思います。

時間も経過しましたので、次回に継続して、ご審議いただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

＜ 異議なし ＞

会長 それでは、次回以降、また継続して審議していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

 次回の日程ですが、事務局から予定をお願いします。

事務局 はい、次回の日程でございますが、書面でもご案内させていただきますが、誠に勝手ながら7月24日の月曜日、午後1時30分から、市役所8階の大会議室でお願いしたいと存じます。

 本日お配りいたしました資料につきましても、中身が難解なうえ豊富でございますので、誠に心苦しいのですが、次回までにもう一度お目通しいただけたらと思います。

 そのうえで、さきほど谷江会長も仰いましたように、疑問点、或いは分かりにくい点などございましたら、どうぞ遠慮なく事務局の水道部企画経営課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

 また、この資料でございますが、次回開催の際にもご持参いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

会長 では、皆さまご都合がおありのことと存じますが、次回は7月24日の月曜日、午後1時30分から、市役所8階の大会議室で開催したいと思います。
本日は、これで閉会といたします。ありがとうございました。

事務局 谷江会長、委員の皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき、お疲れ様でございました。
以上をもちまして、令和5年度、第1回公営企業等審議会を終了いたします。
ありがとうございました。

(午後3時50分終了)